

住民基本台帳法施行細則に規定する書類の様式等を定める要綱

制定 令和4年4月18日

改正 令和6年5月27日

改正 令和7年1月24日

改正 令和7年5月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法施行細則（平成14年規則第99号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）及び規則に規定する様式のほか、規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

根拠条項	書類の名称	様式
法第30条の32第1項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）	本人確認情報等開示請求書	第1号
法第30条の32第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）並びに規則第3条第1項及び第2項	本人確認情報等確認書	第2号
規則第4条	本人確認情報等開示通知書	第3号
法第30条の33第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）	開示期限延長通知書	第4号
法第30条の35（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）	本人確認情報等訂正等申出書	第5号
法第30条の35（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）	本人確認情報等訂正等結果通知書	第6号

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。